

豊洲地区建設発生土受入れ基準
(改定版)

東京都都市整備局第一区画整理事務所

平成 16 年 10 月

受 入 れ 条 件

- 1 受入れ場所 東京都計画事業豊洲土地区画整理事業地内
(江東区豊洲六丁目地内)
- 2 受入れ期間 平成19年3月下旬まで
但し、原則として、土・日曜日、祝祭日(振替日を含む)、
年末年始を除く
- 3 受入れ時間 原則として、午前9時から午後4時30分
- 4 受入れ基準等
 - ① 土質区分
礫、碎石、石が少なく、将来の市場等宅地造成、建築工事に適したもので、別表-1の土質基準表の第一種から第三種建設発生土
 - ② 化学性状
化学性状については、別表-2の受入れ基準に適合したもの
 - ③ 試験頻度
試験頻度は、2000m³以下で1回、2000m³を超える毎に1回
 - ④ 受入方法
原則として、各工事毎に積込・運搬費を計上して下さい。
受け入れ費は無料です。受け入れ後のヤード管理は当所で行います。
- 5 その他
 - ① 搬入トラックは10tトラックとし当所発行のステッカーをダンプトラック前面に掲示すること
 - ② 土砂搬入に際しては、事前に当所豊洲地区事務所に搬入計画書を提出し、詳細に打合せを行い、搬入トラック運転手等に周知徹底すること
 - ③ 受入れ期間中の連絡体制(搬出・搬入調整)は当所管理者と貴所発注の請負業者間で遺漏のないようにすること
 - ④ 上記条件について、当事業の進捗状況により変更がある場合にはそれによること
- 6 調整窓口 東京都都市整備局第一区画整理事務所工事課工事係
(連絡先) 電話 03-5632-1518
FAX 03-5632-1568

豊洲地区建設発生土受入れ土質基準

別表-1

区分(建設省令)	土質区分	コーン指数 KN/m ² (kgf/cm ²)	日本統一分類		含水比 (地 山)
			土 質		
第1種建設発生土 {砂、礫及びこれらに準ずるもの}	第1種発生土	—	[G]	礫	—
	第1種改良土		[S]	砂	
第2種建設発生土 {砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの}	第2a種発生土	800(8) 以上	[GF]	礫質土	—
	第2b種発生土		[SF]	砂質土(Fc=15~25%)	
	第2c種発生土			砂質土(Fc=25~50%)	
	第2種改良土			(改良土)	
第3種建設発生土 {通常の施工性が確保される 粘性土及びこれに準ずるもの}	第3a種発生土	400(4) 以上	[SF]	砂質土(Fc=25~50%)	30~50%程度
	第3b種発生土		[M], [C]	シルト、粘性土	40%程度以下
			[V]	火山灰質粘性土	—

別表-2

豊洲地区発生土受入れにあたっての化学性状等について

物 理 性 状	含水比	含水比の高いものは不可	
	最大径	30cm 以下のもの	
性 状	臭気	悪臭を放たないこと	
	産業廃棄物混入土砂 セメント塊、アスコン塊、木片、金属くず 塩ビ、瓦、プラスチックなど	不可	
性 状	一般廃棄物混入土砂 ゴミ、塵埃、ビン、缶など	不可	
	試験項目及び判定基準		検液 1リットルにつき
化 学 性 状	1 水銀又はその化合物	水銀	0.0005mg/l 以下
	2 カドミウム又はその化合物	カドミウム	0.01mg/l 以下
	3 鉛又はその化合物	鉛	0.01mg/l 以下
	4 六価クロム化合物	六価クロム	0.05mg/l 以下
	5 砒素又はその化合物	砒素	0.01mg/l 以下
	6 シアン化合物		検出されないこと
	7 アルキル水銀化合物		検出されないこと
	8 有機りん化合物		検出されないこと
	9 PCB		検出されないこと
	10 銅又はその化合物	銅	2.0mg/l 以下
	11 トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
	12 テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
	13 ジクロロメタン	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
	14 四塩化炭素	四塩化炭素	0.002mg/l 以下
	15 1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
	16 1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
	17 シス-1,2ジクロロエチレン	シス-1,2ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
	18 1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1.0mg/l 以下
	19 1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
	20 1,3-ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
	21 チウラム	チウラム	0.006mg/l 以下
	22 シマジン	シマジン	0.003mg/l 以下
	23 チオベンカルブ	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
	24 ベンゼン	ベンゼン	0.01mg/l 以下
	25 セレン又はその化合物	セレン	0.01mg/l 以下
	26 亜鉛又はその化合物	亜鉛	5.0mg/l 以下
	27 ふっ化物	フッ素	0.8mg/l 以下
	28 ベリリウム又はその化合物	ベリリウム	2.5mg/l 以下
	29 クロム又はその化合物	クロム	2.0mg/l 以下
	30 ニッケル又はその化合物	ニッケル	1.2mg/l 以下
	31 バナジウム又はその化合物	バナジウム	1.5mg/l 以下
	32 有機塩素化合物	試料1kgにつき有機塩素化合物	40.0mg/kg以下
	33 水銀、PCBの含有濃度	水銀 15ppm未満、PCB 10ppm未満	
	34 油分	検液1リットルにつき	15.0mg/l 以下 (延分時に視認できる油分が生じないこと)
	35 カドミウム又はその化合物		150 mg/kg以下
	36 六価クロム化合物		250 mg/kg以下
	37 シアン化合物		50 mg/kg以下
	38 セレン又はその化合物		150 mg/kg以下
	39 鉛又はその化合物		150 mg/kg以下
	40 砒素又はその化合物		150 mg/kg以下
	41 ふっ化物		4000 mg/kg以下
	42 ほう素及びその化合物		4000 mg/kg以下
	43 ダイオキシン類(溶出)		10pg-TEQ/l 以下
	44 ダイオキシン類(含有)		150pg-TEQ/g 以下